

## 里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月10日(水) 午後1時55分から午後2時12分
2. 開催場所 里庄町役場 庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人

### 出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	吉田 龍平	〃
〃	3	高田 正和	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
会長職務代理者	5	高田 光國	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
会長	6	田邊 忠宏	〃	〃	3	辻田 櫻市	〃
委員	7	原田 敬造	〃	〃	5	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 0人

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 第5 議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権貸借)

## 6. 会議の概要

議長： ただ今から令和元年第7回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員4名の計12名であり、総会開催の定足数に達しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、2番高田卓司委員、3番高田正和委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています、議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第10号について、ご説明いたします。

整理番号は、8でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、2筆、地目は畑が1筆、田が1筆、面積は、合計1,527m<sup>2</sup>です。

今回、譲受人である●●さんが増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が、当該基準に適合するか否か検討した結果をご説明いたします。

まず、申請地に小作人が存在しているかどうかについては、農地基本台帳等を確認した結果、小作人は存在しませんでした。

次に、権利取得後に、今回取得する農地を含めて、すべての農地が耕作されるかどうかについては、農機具の保有状況及び本人から聴取した結果、現在保有している農地は、すべて耕作されており、また今回取得する農地についても耕作を行いますので、取得後すべての農地について耕作されるものと認められます。

次に、農業生産法人及び農業経営基盤強化促進法第4条第4項に規定する特定法人に関する審査基準については、本件は、個人の権利取得ですので法人に関する審査基準には該当しません。

次に、権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかについては、申請書に記載された本人も含めた世帯員の

農作業従事日数及び本人から聴取した結果、現在基幹的な農作業に當時従事しており、取得後も農作業に當時従事すると認められます。

次に、権利を取得する者が、取得後において農地下限面積20アールを満たすかどうかについては、申請書に記載された取得面積と農地基本台帳等に記載されている現在の経営面積を合算すると取得後の経営面積は、下限面積を満たしますので問題ありません。

最後に、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかについては、住所地から徒歩で5分程度になりますので、通作が可能であると認められます。

議長 ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

●番 事務局 無償移転なのは、親戚か。  
整理番号8と9について、8は親戚関係があり、9は親子関係です。

●番 事務局 ●●の●の字の違いは。  
住民票に基づいたものです。

議長 よろしいですか、その他は。

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第10号、整理番号8は、許可と決定します。

次に、議案第10号、整理番号9について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、9でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、地目は田が2筆、面積は、合計1,082m<sup>2</sup>です。

今回、譲受人である●●さんが増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

本議案について、小作人の有無、権利取得後に、今回取得する農地を含めて、すべての農地が耕作されるか、権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に當時従事するかどうか、農地下限面積20アールを満たすかどうかについては、全て問題ありません。

最後に、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかについては、住所地から車で10分程度になりますので、通作が可能であると認められます。

議長 ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等

ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第10号、整理番号9は、許可と決定します。

次に、議案第10号、整理番号11について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、11でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、4筆、地目は田が3筆、畠が1筆、面積は、合計2,019m<sup>2</sup>です。

今回、譲受人である●●さんが増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

本議案について、先ほどと同様、条件について確認したところ、全て問題ありません。

最後に、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかについては、住所地から車で1分程度になりますので、通作が可能であると認められます。●●さん(譲渡人)の土地を●●さん(譲受人)が耕していたため、この度、所有権移転するものです。

議長 ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第10号、整理番号11は、許可と決定します。

続きまして、今回上程されています議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第11号、整理番号10について、ご説明いたします。本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畠、面積は780m<sup>2</sup>です。

今回、●が所有権を取得し、露天駐車場整備を目的に申請が行われました。

議長 事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番 申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

転用目的は、露天駐車場整備となっております。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、既に畠として一定程度、地が上がっており、隣接地と地盤のレベルを合わせることで、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、自然透水と既存水路へ接続することで対応します。

生活排水については、露天駐車場のため、ありません。

近隣農地への日照及び通風の影響については、駐車場ですので、影響がないと判断します。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

事務局 農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかつた時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの案件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えております。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には

許可しないこととなっていますが、本件は、特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。  
以上です。

議長 ただいまの議案第11号、整理番号10の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ござりますか。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号10について、許可することに賛成の農業委員の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第11号、整理番号10は、許可と決定します。

続きまして、今回上程されています議案第12号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第12号について、ご説明いたします。

整理番号は、7でございます。

里庄町長より、令和元年5月28日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認を求められています。

地目は田が1筆です。面積は626m<sup>2</sup>です。

設定を受ける者は、●●●さんです。

設定を行う者は、●●●さんです。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

①農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法の規定に基づき町が定める基本構想に適合するものであること。

②利用権の設定を受けた者は、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

③耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たされていると考えますので、特に支障はないと思われます。

議長 ただいまの事務局説明について、質問、意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、議案第12号、整理番号7について、賛成の農業委員の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第12号、整理番号7は、承認と決定します。

次に、議案第12号、整理番号12について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、12でございます。

先ほどと同様に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認でございます。

1筆、地目は田です。面積は1, 344m<sup>2</sup>です。

設定を行う者は、●●●さんです。

設定を受ける者は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団、いわゆる農地中間管理機構です。

先ほどと同様に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たされていると考えますので、特に支障はないと思われます。

議長 ただいまの事務局説明について、質問、意見等ございませんか。

●番 事務局 機構が管理するところは他にどこがあるか。

●番 事務局 今回で2件目で、1件目は●●にあります。

●番 事務局 機構が担い手を探すのか。

●番 事務局 機構で担い手を探してマッチングします。

議長 ほかに質問、意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、議案第12号、整理番号12について、賛成の農業委員の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第12号、整理番号12は、承認と決定します。

以上をもちまして、令和元年第7回総会を閉会いたします。